

平成21年度
から

介護保険料が変わります

介護保険制度は、いつまでも元気で暮らせるように、そして、介護が必要になったときでも、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

この制度がスタートして、この4月で10年目となります。本町においても、町民の皆さんが、必要なときに必要なサービスを利用できるよう、サービス内容の充実に努めてきたところです。

介護保険料は、3年に一度見直すことになっており、平成21年度から平成23年度（第4期事業計画期間）に「どれくらいの介護サービスの量が必要か」、また「そのためには、どれくらいの費用が必要なのか」を試算し、65歳以上の方（第1号被保険者）に納めていただく介護保険料の基準額を新たに設定しました。

Q 何が変わるの？

A 保険料の基準額が変わります。

基準額

平成21年3月まで
51,600円(年額)
(月額にすると**4,300円**)

平成21年4月から
57,600円(年額)
(月額にすると**4,800円**)

この基準額をもとに、所得に応じて保険料が決まります。
なお、保険料は当年度の町民税の有無および本人の前年の所得によって、7段階に分かれています（平成20年度までは6段階）。
本人も家族も町民税が非課税の場合（課税世帯でも条件により一部特例あり）は、過重な負担とならないように基準額より低くなる仕組みになっています。
65歳以上の方（第1号被保険者）に納めていただく平成21年度の年額保険料は、6月に確定し通知します。

いままで		平成18年～20年度	
基準年額51,600円（基準月額4,300円）			
所得段階	対象者	平成18年～20年度	基準額
第1段階	●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	25,800/年	基準額 ×0.5
		2,150/月	
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下	25,800/年	基準額 ×0.5
		2,150/月	
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	38,700/年	基準額 ×0.75
		3,225/月	
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方	51,600/年	基準額 ×1.0
		4,300/月	
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額200万円未満の方	64,500/年	基準額 ×1.25
		5,375/月	
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額200万円以上の方	77,400/年	基準額 ×1.5
		6,450/月	

これから		平成21年～23年度	
基準年額57,600円（基準月額4,800円）			
所得段階	対象者	平成21年～23年度	基準額
第1段階	●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	28,800/年	基準額 ×0.5
		2,400/月	
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下	28,800/年	基準額 ×0.5
		2,400/月	
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	43,200/年	基準額 ×0.75
		3,600/月	
第4段階 (特例)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	48,960/年	基準額 ×0.85
		4,080/月	
第4段階 (基準)	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	57,600/年	基準額 ×1.0
		4,800/月	
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額200万円未満の方	72,000/年	基準額 ×1.25
		6,000/月	
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額200万円以上400万円未満の方	86,400/年	基準額 ×1.5
		7,200/月	
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	100,800/年	基準額 ×1.75
		8,400/月	

問い合わせ 健康・保険課 介護保険係 ☎ 232-4912

妊婦健康診査受診票の差し替えについてのお知らせ

平成21年度から妊婦健康診査の受診票が次のとおり変わります。

今お持ちの妊婦健康診査受診票の差し替えを5月29日（金）まで行っています。

妊婦健康診査受診票は、**来庁時の妊娠週数に応じて発行枚数が変わりますので、できるだけ早めに健康・保険課へおいでください。**

変更内容

様式1～6の6枚綴りから、様式1～14の14枚綴りとなります。
超音波受診票（黄）は使用できなくなります。

変更前		
番号	使用時期	券の色
様式1	初回の健診	赤
様式2	17～22週	青
様式3	23～26週	サーモンピンク
様式4	27～32週	紫
様式5	33週～	オレンジ
様式6	精密健康診査	緑
様式7	超音波検査 ※35歳以上の方のみ	黄色

変更後		
番号	使用時期	券の色
様式1	初回の健診	赤
様式2	12～15週	黄緑
様式3	16～19週	赤・白（ストライプ）
様式4	20～23週	青
様式5	24～25週	サーモン
様式6	26～27週	青・白（ストライプ）
様式7	28～29週	茶色
様式8	30～31週	紫
様式9	32～33週	ピンク
様式10	34～35週	茶・白（ストライプ）
様式11	36週	オレンジ
様式12	37週	紫・白（ストライプ）
様式13	38週	灰色
様式14	39週	ピンク・白（ストライプ）



差し替え期日

5月29日(金)
まで

場所

健康・保険課
保健予防係

持参するもの

- 妊婦健康診査受診票
差し替えのお知らせ
- 母子健康手帳、妊婦健康診査受診票綴り

注意

- ①妊婦自身が来庁できない場合は、ご家族でも構いません。既に出産されている方については、新受診券の交換はできません。
- ②これまで使用できなかった国立病院機構熊本医療センターおよび県外医療機関などについては健診費用の払い戻しを行います。なお詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎ 232-4912

菊陽町指定文化財に指定

菊陽町教育委員会は2月18日、町指定文化財に新たに2件を追加しました。
これで町指定文化財は24件となりました。

馬場楠井手の取入口 (有形文化財)



この取入口は、加藤清正による治山治水事業の一つであり、慶長13年(1608)白川下流域の左岸を水田化するため、馬場楠に白川の水を取り入れる堰を設け新たな井手を掘削したものです。この取入口は、何度か修復され、現在は部分的にコンクリートで補強されていますが、昭和28年の白川大水害にも耐え、今もなお健在です。

お法使祭 (無形民俗文化財)



この祭は、毎年10月30日に行われる津森神宮(益城町寺中鎮座)の祭りで、益城町、西原村、菊陽町の12地区を順次一年単位で回る付属神事の一つです。お法使の当番区では、それぞれ「御仮屋」を建て、一年間御神体を安置し、次の当番区へ「受け、渡し」が行われます。この祭りの特徴は、御神体を載せた神輿を、次の当番区の受け渡し場所へ運ぶ途中に、道や田畑に投げ落とす大変珍しい祭りです。

※この祭りの動画は、下記アドレスから見るができます。
地域文化資産ポータルホーム(<http://bunkashisan.ne.jp>)

問い合わせ 生涯学習課 生涯学習係 ☎ 232-4917

菊陽町芸術文化鑑賞助成事業

町民の方を対象に、町が指定した各種公演の鑑賞費用(チケット)の半額(限度額3,000円)を助成します。2,000円以上のチケットが対象となり、一人年一回の助成が受けられます。ただし、この補助事業は、予算の範囲内で実施しますので、各対象公演において定員を超えた申請があった場合は抽選となります。



対象公演	公演期日	会場	鑑賞費用(チケット)	定員	受付期限(土・日・祝日を除く)
KKT新緑寄席	5月23日(土)	熊本県立劇場	4,500~5,000円	10名	5月21日(木)
TAO LIVE 2009「浮世夢幻打楽」	5月24日(日)	熊本県立劇場	5,000円	10名	5月21日(木)
桂 米朝 一門会	6月10日(水)	熊本県立劇場	3,200~4,500円	10名	5月21日(木)

問い合わせ 生涯学習課 生涯学習係 ☎ 232-4917

太陽光発電システム・太陽熱温水器等の設置費用の一部を補助します



地球温暖化の防止、低炭素社会の実現は、人類共通の課題です。町では、環境負荷の少ない「自然と共生する美しいまちづくり」を目指しています。町民の皆さまに新エネルギーの導入を積極的に推進していただくため、平成21年度から設置費用の一部を補助します。

補助の概要

補助金の交付対象者

自己が所有し居住する町内の住宅に対象機器を設置する方または対象機器を設置した住宅を購入する方で、一定の要件に該当する方

補助対象機器及び補助金の額

①太陽光発電システム
太陽電池モジュールの最大出力値(1KW)に1万5千円を乗じた額(限度額=6万円)(町の補助金は、国の補助金と併せて受給できます。)

②太陽熱温水器、太陽熱利用システム
温水器または利用システムの設置費用の5分の1の額(限度額=5万円)

※交付を受けるためには、設置または購入前の事前の手続きが必要です。
※補助金の交付は、あくまでも予算の範囲内で行うものです。

問い合わせ 環境生活課 環境係 ☎ 232-2114

平成20年度 菊陽町情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況

情報公開関係

平成20年度中の条例に基づく開示請求は9件(内2件はその後取り下げ)でした。
開示請求の内訳は、農政課3件・下水道課1件・建設課1件・総務課2件・人権教育啓発課2件です。

運用状況(平成20年度中)		
開示請求件数		9
開示決定件数	全部開示	2
	一部開示	4
不開示決定件数		1
取り下げ		2
不服申立件数		0

※不開示決定は、町の機関以外への開示請求であったためです。

個人情報保護関係

平成20年度中の条例に基づく開示請求は19件で、すべて菊陽町職員採用試験に関するものです。

運用状況(平成20年度中)		
開示請求件数		19
開示決定件数	全部開示	19
	一部開示	0
不開示決定件数		0
不服申立件数		0

問い合わせ 総務課 庶務法制係 ☎ 232-2111